

衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会
「会計検査院と国会の関係を中心として」

2003/06/05

神戸学院大学法学部法律学科助教授
窪田好男

要旨

行政監視の有力な手段の一つとして政策評価が注目されている。

政策評価は省庁と会計検査院が行っているが、国会もまた行う必要がある。

かつて民主党によって提出された「行政監視院（日本版 GAO）設置法案」には、政策評価についての民主党の誤解、自由民主党の無理解があった。

議院内閣制における国会の政策評価機能を強化するためには、政策評価理論の知見からも、「行政監視院（日本版 GAO）設置法案」以後の国会改革の観察によって得られた知見からも、国会の付属機関が必要である。

国会付属機関によって行われる政策評価は、議員に成り代わってあたかも裁判所の判決のような権威と強制力を備えたものであってはならず、議員による政策評価を中立的・専門的な立場から補佐するものでなくてはならない。

最近、衆参両院の役割分担・機能分化という観点から、憲法改正によって参議院を決算審査＝政策評価のための院にしてはどうかという主張が見られる。この主張が妥当であるかについては慎重な議論が必要であるが、仮にそのような改革を行うとしても、議員による政策評価を中立的・専門的な立場から補佐する国会の付属機関を新設しなければ十分に機能しないと考えられる。

参考文献

1. 梅津實, 2003, 「政策過程における国会」, 足立幸男・森脇俊雅 編著, 『公共政策学』, ミネルヴァ書房.
2. 窪田好男, 1998, 「行政監視院（日本版 G A O）設置法案とその挫折に見るテスト型政策評価の誤謬」, 『社会システム研究』創刊号.
3. 窪田好男, 2003, 「政策評価論」, 足立幸男・森脇俊雅 編著, 『公共政策学』, ミネルヴァ書房.